

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第3回会議配布資料	資料 2
令和5年8月1日	

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに  
関する有識者会議における  
これまでの主な意見

## ● こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性

### 主な意見

#### (構成員)

- ・ 施設現場は、こどもたちと生活をともにするため濃密な関係になりやすく、身体接触もあるなど、性的な事故が生じやすい。こどもを守るためには一定の人たちをこどもに関連する職種に就かせない対策が必要。
- ・ 悪意をもってこどもに接しようとする者をこどもに近づけさせない対策が必要。

#### (ヒアリング結果)

- ・ こどもの性被害は、生涯残る傷となり、長期間に影響し続けるものである。こどもが性被害に遭うことは命に関わることであり、保育・教育現場に性犯罪者を立ち入らせることはあってはならない。
- ・ 保育・教育現場では、加害行為が見えづらく、加害者が守られやすい上、こどもは性被害を被害として実感することが困難である。
- ・ 制度の導入により、現場での抑止効果も期待できる。

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
① 対象の事業を行う者に対してどのようなことを求めるか（対象の事業を行う者の立場・責務をどのように考えるか等）	<p>（構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広く一般に教育・保育等に関わる事業者には、児童生徒・こどもの安全を守る責務があり、その責務をよりよく達成するための手段として性犯罪歴等の確認の仕組みを構想していくことが大事。</li><li>・ 地方公共団体も含め、こども関連業種を営んでいる人たちにはこどもを性犯罪から守るための重い責任があることを自覚してもらい、性犯罪歴等の確認の義務を課し、これに違反した場合には制裁を科すという重い責任を負うこととすべき。</li></ul>
②-1 対象事業の範囲	<p>（構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒と特別の権力関係や支配性、身体的・人格的な接触があり、性犯罪被害が現実に想定される場に就職することを阻むために性犯罪歴等の確認の仕組みの制度設計をしていくことが大事。</li><li>・ 許可制等になっていない事業でも捕捉することが必要なものがあると考えられるが、その方法として、例えば、性犯罪歴等を確認していることと併せてこどもの安全を守るための措置を講じていることを条件として、マル適マークを付与するといったことが考えられる。</li><li>・ 性犯罪歴確認の仕組みの対象とする事業の範囲は、法令等で明確にする必要がある。</li><li>・ 比例原則の観点から、目的達成に必要な限度で人権を制限することができるのであり、その範囲をしっかりと検討する必要がある。</li></ul>

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
②-2 対象職種の範囲	<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>資格がある職であってもそうではない職であっても、不適格者の情報を管理することができるようにすべき。</li><li>子どもを守る観点から、なるべく対象職種は広く取って欲しい。</li><li>対象の範囲が曖昧にならないようにするという観点からすると、対象職種をどこまで広げることができるかは慎重に検討する必要がある。</li></ul> <p>(ヒアリング結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>教員免許、保育士資格を必要としない職に携わる者にも証明書の提出を求めたい。</li><li>どの職種まで確認の対象とするのか、子どもと接する度合いや頻度の線引きをどうするのかといったことを整理する必要がある。</li></ul>

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
③ 性犯罪歴等について確認することの位置付け	<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一定の性犯罪歴がある者は教育・保育等に関する一定の職に就かせないこととする欠格条項を設けて、これに該当するかどうかを確認するための仕組みとするか、あるいは欠格条項までは設けず、事業者がある者を雇用等するかどうかを判断するに当たり、その者の性犯罪歴等の確認をさせることによって、それを雇用等の判断資料とすることを義務付けるという仕組みが考えられる。</li><li>・ 性犯罪歴等を確認することを事業者に義務付け、これに違反した場合には制裁を科すべき。</li></ul>

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
④ 性犯罪歴等確認の具体的な仕組み	<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人の犯罪歴は本人も開示請求できないという現行の個人情報保護法の規定との関係を踏まえると、基本的には、対象者本人の同意等の関与を条件にした上で、こどもの安全を確保するための特別の責務を負っている事業者が確認できる仕組みとすべき。</li><li>・ 性犯罪歴等の確認の結果については、情報保護の観点から、対象者本人が受け取ることができるようにすべき。</li></ul> <p>(ヒアリング結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 性犯罪歴に関する情報については、面接から採用までの間のいずれかの時点で確認できれば良い。</li><li>・ 制度導入により、採用等の手続が煩雑になることにより、事業者や求職者に過度な負担が掛からないようにすべき。</li></ul>

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

### 各論

### 主な意見

#### ⑤ 性犯罪歴前科等

(構成員)

- ・ 欠格条項を設ける場合は刑法34条の2（禁錮以上の刑の執行を終わり10年を経過したときは刑の言渡しが効力を失うなどと規定されている。）が適用され、就業制限は同条に規定された期間に限定されるため、そのための確認も当該期間に限られる。欠格条項を設けない場合も、同条が資格制限の期間に限界を設けて対象者の更生意欲を助長する趣旨であることを踏まえ、確認できる期間に一定の枠を設ける必要がある。
- ・ 性犯罪については不起訴になるケースもあるため、起訴猶予処分を受けた者についても対象にすることができないか。
- ・ 性犯罪歴等の確認の仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすものであるから、その人が性犯罪を行ったという事実認定は正確になされなければならない。起訴猶予は検察官の判断に過ぎず、不起訴処分に対する不服申立てもなく事実認定の正確性を担保する制度となっていないため、仕組みの対象にすることは慎重に考える必要がある。

## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
⑥ 情報の安全管理	<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報漏えいに対する罰則等を設けるべき。</li><li>・ データガバナンスの観点から、どのくらいの情報が、どの範囲で、どのタイミングで、誰がどういう形で取得し、次にパスしていくか等について深掘りしていく必要がある。</li></ul> <p>(ヒアリング結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者は雇用の際に雇用するか否かを判断できれば事足りるため、性犯罪歴の子細な情報まで求めない。</li><li>・ 情報管理に関する取扱いや注意事項等に関するマニュアルを整備してほしい。</li><li>・ 偽造証明書等対策のため、利用者側が情報管理機関に証明書番号等を照会できる仕組みなどが必要。</li></ul>
⑦ 加害者更生の観点	<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 性犯罪歴等確認の仕組みが、性犯罪歴を有するものを社会から排除するような仕組みとならないように制度設計する必要がある。</li></ul>



## ● 制度設計に当たり留意すべき観点

各論	主な意見
⑧ その他	(構成員) <ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの性被害を防ぐためには、犯罪歴等の確認で網をかければ安心というのではなく、確認の仕組みを全体の対策の中に適切に位置付けることが不可欠。</li></ul>